

事例 1：仙台市（宮城県）
東日本大震災
発災日：2011 年 3 月 11 日

特徴

- 東日本大震災では、東北で最も大きな人口を抱える仙台市において、死者 904 名、全壊・大規模半壊をあわせて 57,050 棟をはじめとする被害が発生した。
- 宮城県内において、仙台市は、石巻市に次いで津波で浸水した地域が多く、地震による住家被害も多く見られた。
- 被災者が賃貸型応急住宅に入居するケースが多く、被災者との接点が作りづらく、被害の実像が見えづらいため、被災者へのきめ細やかな支援を進める観点から、いち早く災害ケースマネジメントの実施に踏み切った。
- 被害規模が大きく、多方面の被災者支援活動を同時に行う必要があったため、各関係先との連携体制の構築や課題の類型化を行うことにより、被災者が抱える課題等の情報共有の迅速化等を図った。
- 仙台市の事例は、東日本大震災以降の災害において、多くの被災地における災害ケースマネジメントのモデルケースとされている。



＜生活再建支援員による個別訪問の様子＞

被災状況等

市の人口	1,046,986 人（465,943 世帯）（2011 年 2 月 28 日時点）
被災状況	・ 死者：904 名 ・ 行方不明者：27 名 ・ 負傷者：重傷 276 名 軽傷 2,029 名 ・ 住家被害：全壊 30,034 棟、大規模半壊 27,016 棟、半壊 82,593 棟、一部損壊 116,046 棟
災害の概要	・ 沿岸部は、津波による浸水被害で、多数の死者や住宅が流されるなどの甚大な被害が生じた。 ・ 沿岸部以外でも、丘陵部の造成宅地を中心に、滑動等による宅地被害が多く発生するなど、被災地の中でも、多様な被害が非常に広範囲にわたって発生した。

	・ 東日本大震災全体では、建設型応急住宅が多数設置された一方で、仙台市内は賃貸型応急住宅が非常に多く、都市部特有の被災者の顔が見えにくい災害であったという側面もある。 ・ 災害の概要等については、「東日本大震災仙台市震災記録誌」等を参照。 https://www.city.sendai.jp/shinsaifukko/shise/daishinsai/fukko/kirokushi.html ・ 応急仮設住宅入居者に関するデータについては、オープンデータとして公開している。 https://www.city.sendai.jp/saiken-kikaku/shise/daishinsai/fukko/sekatsu/kasetu_opendata.html
--	---

総論

災害ケースマネジメントに取り組んだ経緯・背景、取組概要

<経緯・背景>

- まず初めに、応急仮設住宅入居者を対象とした書面による支援のニーズ調査を実施したが、書面調査だけでは、各被災者が抱える住まいの再建に向けた詳細な課題が把握できず、また、未回答の世帯にこそ課題があるといった状況が分かってきた。よって、このような生活再建の方針を見出すことができていない世帯に対して、個別訪問を実施することを始めた。

<取組概要>

- 生活再建支援の取組として、①個別訪問による生活状況や再建方針等の把握、②個々の世帯が抱える課題の整理・分析、③支援者間の情報共有と役割分担の明確化の3つをポイントとして、市では、2014年4月に、「被災者生活再建推進プログラム」を策定し、2015年4月には、状況把握の結果に基づき、支援メニューを拡充させた、「被災者生活再建加速プログラム」を策定した。
- 具体的には、全戸訪問による状況把握を目的とする「被災者生活再建相談等事業」、賃貸型応急住宅への個別訪問やコミュニティ支援、生活相談を行う「地域支えあいセンター事業」、建設型応急住宅の見守り支援や転居支援を行う「被災者伴走型生活支援事業」の3つの事業を同時並行で行いながら、関係者間で役割分担を行い、被災者の生活再建を進めることとした。
- また、このように関係者が多数にわたっていたため、災害ケースマネジメントの関係者が集まる被災者生活再建支援ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催することにより、関係者間の情報共有を行い、連携を図りながら支援対象者への対応を進めた。
- この3つの事業以外にも、「生活再建支援事業」として、被災者へ生活再建に役立つ情報の提供を行う「復興定期便」、一人暮らし高齢者等の見守りシステムなど20を超える被災者支援に係る事業を実施している。

災害ケースマネジメントを実施したことによる効果

- 市内各所に点在する賃貸型応急住宅への入居世帯の状況把握が課題となったが、全戸訪問を実施することにより、被災世帯の詳細な生活状況の把握と、生活再建に係る課題の洗い出しを行えた。
- 個別訪問の結果、自力で生活再建が可能と思われる世帯が多数存在する一方で、経済面や心身の健康面、家族関係など複数の問題を複合的に抱える世帯が少なからず存在することが分かり、生活再建に向けた課題と健康面の課題の二つの指標で類型化して、整理・分析することとした。類型化により世帯ごとに支援の内容や頻度を変えることで、多数の被災世帯をより効率的に支援することができ、応急仮設住宅入居世帯の迅速な生活再建につながった。（2016年10月に、建設型応急住宅が解消した。2017年3月には、仙台市内で被災した世帯の新たな住まいへの移行が全て完了。）
- 災害公営住宅への住まいの移行を果たした後も、個別訪問の継続や自治会などの地域コミュニティの形成・活性化支援を実施することにより、一人暮らしの高齢者の孤立防止や地域での見守り体制づくりを進めることができた。

災害ケースマネジメントを実施してみてもの反省点・改善点

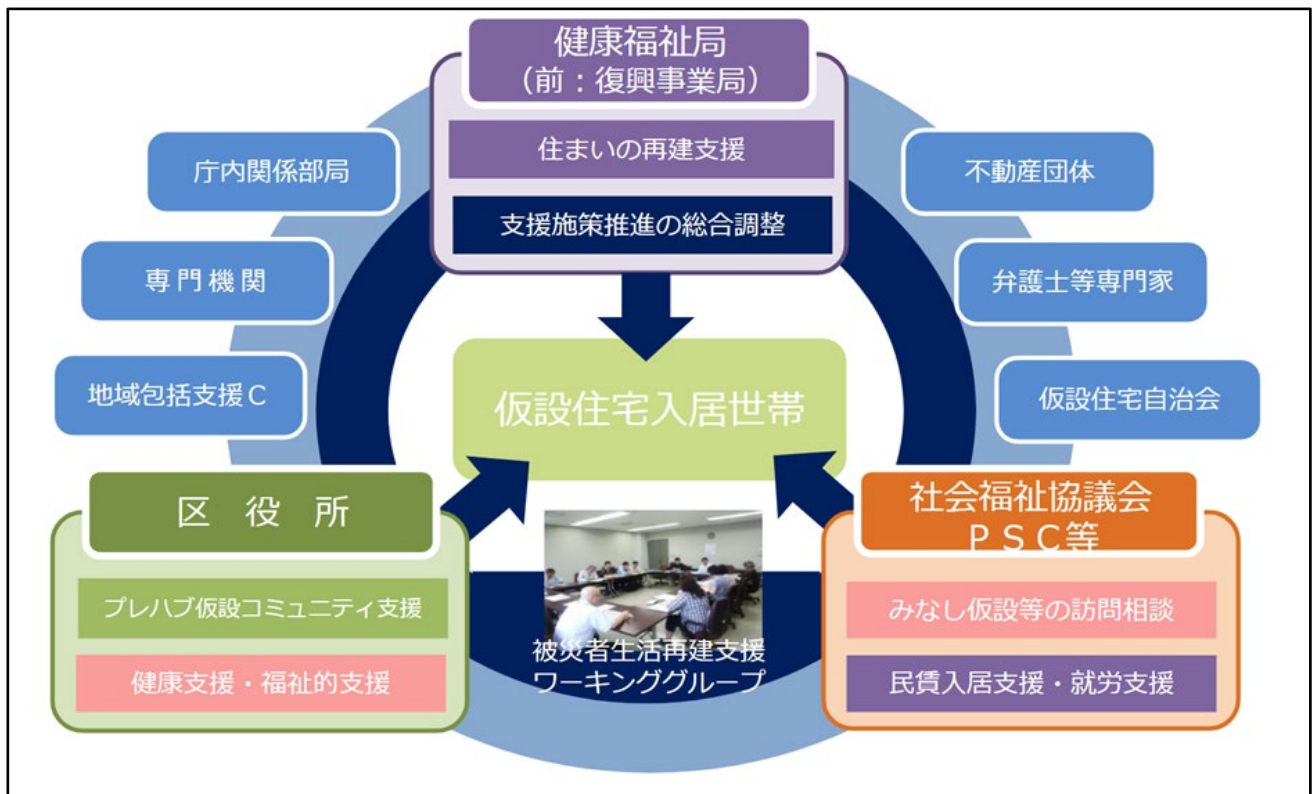
- 被災世帯の中には、重い課題を抱える世帯も多く、支援側としてどこまで踏み込んで支援を行うか悩むケースがあった。また、支援側が必要以上に踏み込んだ発言をしてしまった結果、支援対象者から生活再建方法の押し付けと受け取られてしまうケースもあり、手探りの状態であった。
- 応急仮設住宅の供与期間の期限があり、各種制度の申請期限が迫る中、支援側が行っている支援が、応急仮設住宅からの退去を促すための支援のように受け取られてしまうことがあり、これが、「生活再建を目的とした支援」と支援対象者に認識してもらうことが難しかった。
- 被災世帯のうち一部世帯においては、個人情報の関係者間での共有について、本人の同意が得られなかったことにより、関係各所との情報共有に支障が生じた例もあった。
- 災害ケースマネジメントの実施には、支援を行う側と被災者との信頼関係の構築が不可欠であるが、支援の委託や連携を行った団体等の活動が十分に認知されていなかったことから、支援に対して不信感や拒否的な反応を示すケースが見られた。
- 不動産事業者等に関しても、生活困窮者や経済的弱者を対象とした悪質な団体と被災者に誤解されるなど、支援に関わる団体と被災者の間の信頼関係の構築に時間を要することとなった。各種支援団体等との連携により事業を進める場合は、当該団体の活動内容について誤解のないよう、行政側で広く周知を行うことが、円滑な災害ケースマネジメントの実施において必要である。

今後の展望

- 住まいの再建後、引き続き健康面等の支援が必要な方については、区役所の担当課等へつないだ。住まいの再建先で構築された新たなコミュニティについては、平時の地域コミュニティの活性化事業や地域支えあいセンター事業の継続により、現在も、円滑なコミュニティが継続するよう取組を行っている。
- 2016 年度で、応急仮設住宅入居者（仙台市内で被災された世帯）への支援は終了したが、2017 年度以降も、仙台市外で被災された方への支援や災害公営住宅のコミュニティ形成支援と併せて、引き続き心身の健康面等の支援が必要な世帯等に対する支援を継続している。支援が必要な世帯数の減少に伴い、「被災者伴走型生活支援事業」は 2018 年度に終了、「被災者生活再建相談等事業」は 2019 年度で終了したが、「地域支えあいセンター事業」については 2022 年度も継続予定である。

各論

(1) 災害ケースマネジメントの実施体制



仙台市提供

- 仙台市では、①被災者生活再建相談等事業（2012年3月～）、②被災者伴走型生活支援事業（2011年7月～）、③地域支えあいセンター事業（2011年10月～）の3事業が実施された。

3事業の関係性としては、

- ①被災者生活再建相談等事業により、個々の被災者の事情を把握した上で、被災世帯が抱える課題によって、当該世帯を分類し、それぞれの分類に応じて、

- ②被災者伴走型生活支援事業：建設型応急住宅入居者への支援事業

- ③地域支えあいセンター事業：賃貸型応急住宅入居者への支援事業

等による対応を行った。

なお、②被災者伴走型生活支援事業、③地域支えあいセンター事業を開始した後、一日でも早い「住まいの再建」に向けた支援の充実を図るため、①被災者生活再建相談等事業を開始した（このため、①被災者生活再建相談等事業の開始時期が一番遅くなっている。）。

- ①被災者生活再建相談等事業（受託者：仙台市シルバー人材センター）は、被災者の恒久的な住まいの確保に向けて、生活再建支援員（シルバー人材センター登録会員）による応急仮設住宅入居世帯への個別訪問等を通じ、住まいの再建などに関する意向確認や相談に応じるとともに、生活再建支援に関する各種情報を提供していた。

- ②被災者伴走型生活支援事業（受託者：一般社団法人 パーソナルサポートセンター（以下「PSC」という。））は、絆支援員（PSC の職員のうち、応急仮設住宅の見守りを行う職員）が、一部の建設型応急住宅や借上げ公営住宅において、個別訪問や相談、コミュニティ活動支援などを行い、関係機関や地域団体と連携しながら「見守り」と「（関係者への）つなぎ」を基調とした支援を実施した。また、2015 年 4 月より、伴走型民間賃貸住宅入居支援を新たに実施し、住まいの再建に課題を有する世帯の転居支援を行った。

※伴走型民間賃貸住宅入居支援：

再建先となる住宅を一人で探することが困難な民間賃貸住宅入居希望者に対して、支援団体と連携し、住まい探しのアドバイスや同行、入居手続きなどを行うほか、生活資金等に不安を抱える世帯に対して、生活福祉資金の貸付制度等の紹介や、関係団体と連携した家計相談など伴走型の支援を行う事業。

- ③地域支えあいセンター事業（運営：仙台市社会福祉協議会（以下「市社協」という。））は、本部となる中核支えあいセンター及び各区（仙台市内全 5 区）に地域支えあいセンターを常設し、生活支援相談員が、賃貸型応急住宅を個別訪問し、健康面の不安や地域社会との関わりについての不安等の様々な生活上の相談に対応した。また、同時に住民が集うことができるサロン等を開催し、交流支援も行った。
- 2012 年 10 月より、WG を各区に設置し、被災者が抱える複合的な課題に対応し、効果的な支援を行うための体制を整備した。WG は、区役所関係課や市社協、PSC 等で構成し、各被災世帯を支援の必要性に応じて、4 つの区分に分類（類型化）した上で、個別支援が必要とされた世帯については、支援方針や支援の役割分担等を記載した「個別支援シート」を作成するなど、情報共有を図りながら、支援を実施した。
- また、こうした実践経過や課題の分析結果等は、支援策の検討に活用され、2014 年の「被災者生活再建推進プログラム」、そして 2015 年以降、支援メニューを拡充させた「被災者生活再建加速プログラム」の策定につながった。市の震災復興計画の最終年度となる 2016 年末までに、災害公営住宅等の整備の完了が見込まれ、応急仮設住宅の供与期限内に新たな住まいへの移行を実現する必要があったことから、被災者生活再建加速プログラムでは、伴走型民間賃貸住宅入居支援や、専任弁護士と連携した相談支援体制の構築を支援メニューに追加し、フェーズに応じた支援を実施した。
- これらの事業以外にも、「生活再建支援事業」として、被災者へ生活再建に役立つ情報の提供を行う「復興定期便」、一人暮らし高齢者等の見守りシステムなど 20 を超える事業を実施している。

<①被災者生活再建相談等事業の人員体制>

2012 年度：生活再建支援員 18 名
 2013 年度：生活再建支援員 33 名
 2014 年度：生活再建支援員 33 名
 2015 年度：生活再建支援員 32 名
 2016 年度：生活再建支援員 29 名

<②被災者伴走型生活支援事業の人員体制>

2011 年度：職員 6 名+絆支援員 71 名
 2012 年度：職員 4 名+絆支援員 61 名
 2013 年度：職員 11 名+絆支援員 54 名
 2014 年度：職員 11 名+絆支援員 32 名
 2015 年度：職員 5 名+絆支援員 13 名
 2016 年度：職員 5 名+絆支援員 9 名

<③地域支えあいセンター事業>

2011 年度：職員 2 名+生活支援相談員 25 名
 2012 年度：職員 3 名+生活支援相談員 38 名
 2013 年度：職員 3 名+生活支援相談員 40 名
 2014 年度：職員 4 名+生活支援相談員 36 名
 2015 年度：職員 3 名+生活支援相談員 36 名
 2016 年度：職員 3 名+生活支援相談員 25 名

<仙台市内の応急仮設住宅入居世帯数及び上記 3 事業に係る決算額の推移>

年度	応急仮設住宅入居者世帯数	決算額
2011 年度	12,009 世帯（2012 年 3 月 31 日）	469,238（千円）
2012 年度	10,383 世帯（2013 年 4 月 1 日）	469,238（千円）
2013 年度	8,901 世帯（2014 年 4 月 1 日）	532,076（千円）
2014 年度	6,936 世帯（2015 年 4 月 1 日）	490,135（千円）
2015 年度	3,800 世帯（2016 年 4 月 1 日）	278,063（千円）
2016 年度	641 世帯（2017 年 4 月 11 日）	208,387（千円）

※ 応急仮設住宅入居世帯数の数値は 2011 年度を除き、各年度終了時（翌年 4 月 1 日の数値）

※ 2016 年 10 月に、建設型応急住宅が解消し、2017 年 3 月には、仙台市内で被災された世帯の新たな住まいへの移行が全て完了。

2017 年 4 月以降も、応急仮設住宅の供与期間が延長されている仙台市外で被災された世帯への支援に加え、災害公営住宅での生活再建後のコミュニティ形成支援や心身の健康面での支援等を継続した。

現在は、災害公営住宅にも被災者以外の住民が多く入居するようになり、被災者に特化した支援の継続が難しくなってきたことから、平時の施策として実施している地域コミュニティ活性化支援、高齢者や心身の健康面、経済力に課題を抱える方等への支援事業への移行を進めている。

（２）災害ケースマネジメントの支援対象者・把握方法、支援の実施方法

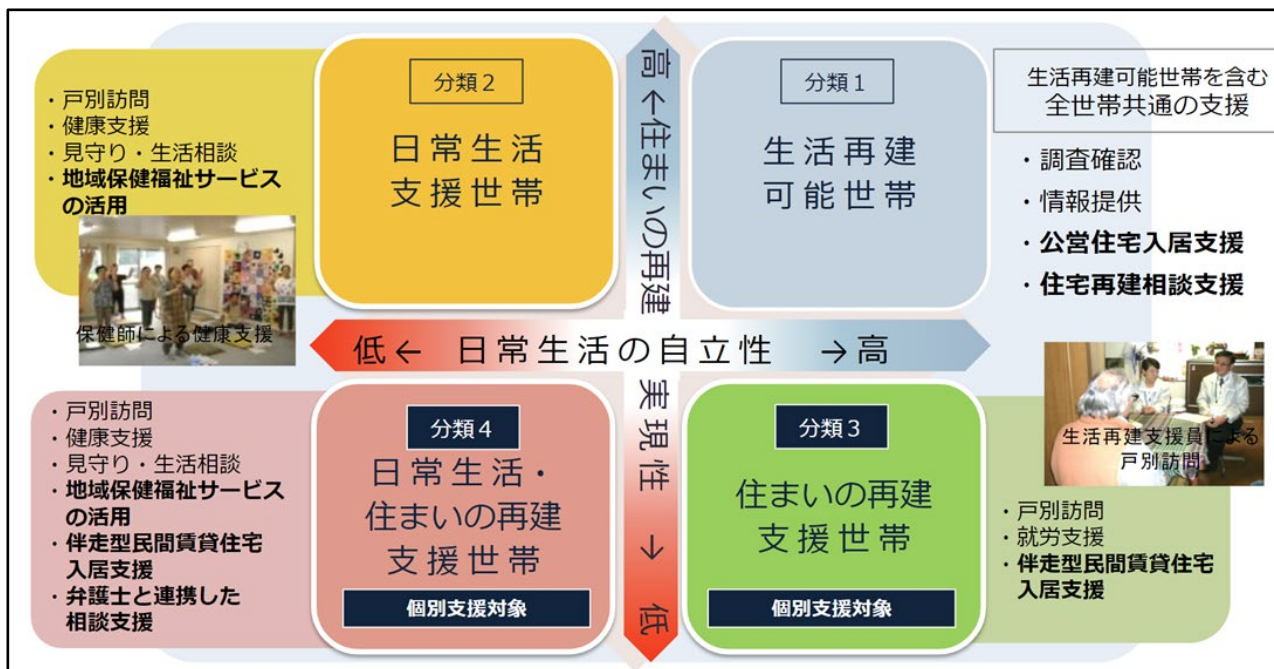
＜支援対象者・把握方法＞

- 支援対象者は、賃貸型応急住宅を含む応急仮設住宅に入居した全世帯（12,009 世帯）とした（参考：仙台市の世帯数 465,943 世帯（2011 年 2 月 28 日時点））。
- 市の単独事業の実施だけではなく、仙台市シルバー人材センターに委託した被災者生活再建相談等事業をはじめ、PSC に委託した被災者伴走型生活支援事業、県からの予算で市社協が実施する地域支えあいセンター事業による個別訪問が行われ、それぞれ、住まいの再建などに関する意向確認、住まいの再建に課題を有する世帯への転居支援、生活上の相談支援といった観点からの役割分担を行いながら、被災者へのきめ細やかな支援が行われた。

＜支援の実施方法＞

- 被災者生活再建相談等事業により個々の被災者の事情を把握し、関係者が参加する各区の WG を通じて、被災世帯が抱える課題を、「住まいの再建の実現性」と「日常生活の自立性」の 2 軸により、4 つに分類し、それぞれの分類に応じて、被災者伴走型生活支援事業や地域支えあいセンター事業等による対応を行った。
- 分類は、固定されていたわけではなく、各世帯がその時々抱える課題や生活状況により、分類 1 から分類 4 になる世帯もいた。また、個別訪問を行った世帯の中には、多くの訪問が必要な世帯もあり、最も多く訪問した世帯では、延べ 41 回に上った。
- この分類を実施したことにより、住まいの再建に関する課題と日常生活に関する課題を切り分け、住まいの再建については、限られた時間内で迅速に進めることを心がけ、日常生活に関する課題については、住まいの再建状況に関わらず、長期的に対応することとした。

<被災世帯の分類>



仙台市提供資料

分類 1：生活再建可能世帯

- ・住まいの再建方針や再建時期が決まっており、日常生活においても特に大きな問題等が見られない世帯。
- ・当該世帯に対しては、年に 1 回の電話連絡等による状況確認、相談会や生活再建に関する支援金などの支援情報の提供を実施した。

分類 2：日常生活支援世帯

- ・住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、健康面に課題を抱えているため、日常生活において継続的な支援が必要な世帯。
- ・当該世帯には、区保健福祉センターの保健師等による継続的な健康相談や指導といった健康支援のほか、声がけや見守り訪問を実施した（月 1 回程度）。

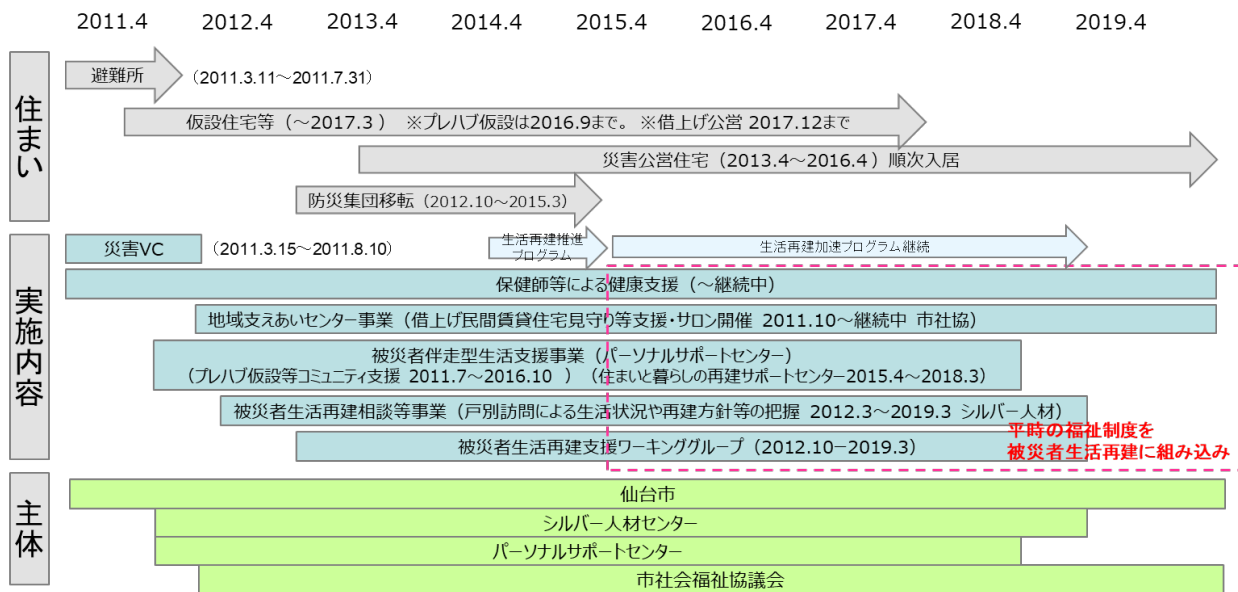
分類 3：住まいの再建支援世帯

- ・住まいの再建方針又は再建時期が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係などに課題を抱えているため、定期的（月 1 回程度）な個別訪問や支援が必要な世帯。
- ・当該世帯に対しては、個別訪問を通じて、住まいの再建に向けた情報提供や相談支援を行うほか、就労支援を実施している NPO 等と連携した伴走型の就労支援、不動産団体と連携した賃貸・建売住宅等の不動産情報の提供を実施した。

分類 4：日常生活・住まいの再建支援世帯

- ・住まいの再建に関して課題を抱えているだけでなく、日常生活においても、健康面、生活資金、就労、家族間トラブルなどを抱えているため、定期的（月 1 回程度）な個別訪問や支援が必要な世帯。
- ・当該世帯に対しては、個別支援シートを各区の WG で策定し、早い段階からそれぞれの世帯の状況に応じたきめ細やかな支援を実施した。

(3) 災害フェーズ・時系列ごとの取組内容



※上記の「実施内容」の支援の実施に当たって、活用した予算制度等

- ・ 県独自の宮城県住まい対策拡充等支援基金事業
- ・ 宮城県被災者健康生活支援総合交付金
- ・ 宮城県地域支え合い体制づくり事業
- ・ 緊急雇用創出事業
- ・ 被災者支援総合交付金

<避難生活段階>

- 発災当時（2011年3月）は、市や各区の各部局で独自に支援を行っていた。

<各事業の開始とそれ以降の取組>

- 2011年7月：被災者伴走型生活支援事業（受託者：PSC）を開始。
- 2011年10月：地域支えあいセンター事業（運営：市社協）を開始。
- 2012年3月：被災者生活再建相談等事業による個別訪問を、まずは、若林区で開始。
(2012年9月から市内の全区に展開。2013年10月に全戸への訪問を終了。)
- 2012年4月：仙台市復興事業局生活再建支援室を中心として、生活再建に向けた取り組みを始めた。
- 2012年10月：個別訪問結果のデータ管理を仙台市生活再建支援室が開始。
(当初はエクセルを活用し、2013年10月よりデータベースを構築して管理。)

○ 2014 年 4 月：

市において、応急仮設住宅に入居されている方々の現状把握や生活再建に向けた、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を目的として、「被災者生活再建推進プログラム」を策定。

○ 災害公営住宅完成後（2014 年 5 月～）：

シルバー人材センターの登録会員である生活再建支援員による聞き取りを行い、新たに設けた、災害公営住宅ワーキング（市の健康福祉局、区役所・総合支所、市社協、地域支えあいセンターが参加）にて、課題の整理を行い、健康支援が必要な世帯については、健康福祉センターによる個別訪問の対象とし、見守り等が必要な世帯については、地域支えあいセンターの定期訪問の対象とした。

○ 2015 年 4 月：

市において、2014 年に策定した「被災者生活再建推進プログラム」より、伴走型民間賃貸住宅入居支援や、専任弁護士と連携した相談支援体制構築といった支援メニューを拡充させた「被災者生活再建加速プログラム」を策定。

○ 2015 年～：

経済面や心身の健康面、家庭状況といった、様々な事情から住まいの再建が進まない世帯に対し、応急仮設住宅の存続期間内に住まいの再建が果たせるように、仙台市住まいと暮らしの再建サポートセンター（受託者：PSC）を設置し、伴走型民間賃貸住宅入居支援を行ったことにより、189 世帯の転居を実現した。

<スタッフの募集>

- 被災者生活再建相談等事業については、シルバー人材センターの登録者から推薦された者を雇用した。
- 被災者伴走型生活支援事業については、緊急雇用創出事業を活用して被災者を雇用した。
- 地域支えあいセンター事業については、募集事項に「被災者の相談支援の経験があれば尚可」と記載。結果として数名の被災者を雇用した。

<スタッフに対する研修>

- 専門家や市役所職員が講師となり、定期的に研修を実施した。
- 主に訪問支援の際の対話方法については、座学やワークショップ形式で実施した。
- 相談の内容が深化していくにつれて、支援側であるスタッフへの心のケア、メンタルヘルス研修も必要となった。
- また、全体的な被災者支援の観点から、復興のステージがどこにあるのか、今後の見通しに関する知識をつけるための研修も実施した。

（４）災害ケースマネジメントの実施に当たっての関係者での情報共有方法

- 市の本庁関係課、区役所関係課、市社協、NPO 等が参加する WG を各区に設置し、2012 年から 2016 年の間で合計 154 回開催した。なお、個別訪問時に、被災者本人から個人情報の取扱いについて同意を得ることで、関係各課や各種支援団体へ共有し、支援につなげていった。

- WG の具体的な構成員としては、市の健康福祉局、区役所関係課、市社協、PSC（事業受託者）、不動産団体、弁護士等の専門家、応急仮設住宅自治会などであり、多くの関係者が参加した。

（５）被災者台帳等の活用・共有の状況

- 2012 年 7 月から、被災者支援システムとして、各部署が個別に管理していた被災者の情報を集約・共有するシステムを構築した。
- 2013 年 12 月からは、被災者支援システムを補完する形で被災者生活再建支援管理システムを構築し、被災者台帳をベースとした各種支援情報（被災者支援システム）と紐づける形で、支援記録や災害公営住宅入居者情報等の集約を行った。

（６）個別ケースの事例

特徴的な支援ケース① 支援機関からの支援に対し拒否的・高圧的な世帯
○ 支援機関が関わることにより、個人情報流出するのではないかと過度の心配や、「行政の委託だから相談しても何もしてもらえないだろう」という思い込みにより、生活再建支援員（シルバー人材センターの登録会員）や支援機関等の支援を拒否するケースがあった。 ○ このような場合は、市職員が訪問に同行するなど、まずは相手の主張をじっくりと聞き、丁寧な対応を心掛け、次の訪問につなげることに努めた。 ○ また、WG での情報共有により、これまでに健康支援等に関わっている機関（区役所保健福祉センターや地域包括支援センター等）がないか確認し、生活状況や家族の問題、健康面の問題などの把握に努め、得られた情報も踏まえて、次の訪問時の話の進め方などを検討した。 ○ 訪問を何度か重ね、話を聞いていくうちに、支援機関等への拒否的な対応や高圧的な対応は、住まいの再建ができないことへの不安や心配の裏返しであることが見えてきた。 ○ このため、住まいの再建に向けた課題を本人と市職員とで確認・共有し、一緒に解決に向けた策を探るといった対応を行った。具体的には、信頼を得た市職員が不動産事業者に同行したり、転居先の候補となる物件への内覧に同行したりするなど、丁寧な伴走型支援を行った。
特徴的な支援ケース② 様々な理由で支援が行き詰ったケース
○ 生活再建支援員（シルバー人材センターの登録会員）や支援機関等の訪問に対して拒否的ではなく、転居先の物件の紹介等の支援の提案に応じる世帯であっても、途中で支援が行き詰ってしまい、応急仮設住宅の供与期間内の住まいの再建が危ぶまれたケースが、多数あった。 ○ 具体的には、「より良い条件の賃貸物件があるのでは」という期待から住まいの再建先を決めきれないケースや、仕事が多忙であること、家族関係等を理由に自ら契約や転居に向けた動きを取ろうとしないケースなど、様々であった。 ○ 生活再建支援員や支援機関等は、本人の信頼を得られなければ支援が途切れてしまうおそれがあるため、相手の事情や、要望・意向に寄り添いすぎてしまうことがあった。結果として、生活再建支援員等が適切と考える支援方法に繋げることができず、支援が行き詰ったことから、市職員が対応したケースもあった。 ○ このため、このような教訓を活かし、支援が行き詰りそうな兆候があった場合には、早期に市職員が関わり、支援機関等と情報共有を行った。その上で、本人の置かれた状況を理解しつつも、応急仮設住宅の存続期間内の住まいの再建に協力いただきたい旨を、職員自らをお願いするなど、支援をする側においても役割分担を明確にし、バランスの取れた対応を行うことで、支援の行き詰まりの解消を図ることが重要であった。

(7) 被災者台帳やアセスメントシート等の活用したツール

<個別支援シート（被災者生活再建支援管理システム）>

- WG メンバーが全戸訪問を行い、類型化した被災世帯の支援に当たって、支援方針や役割分担を明確化するため、2013年10月頃から活用したシートである。この内容については、被災者生活再建支援管理システムにおいて、全てデータベース化されている。

個別支援シート			
連番			出力日 H31.08.28
仮設契約番号	Z10000	分類	3 退去日 2019/08/31

1. 基本情報

カナ氏名	センダイ 知ウ	性別	男	生年月日	S25.01.01
漢字氏名	仙台太郎			年齢	69
電話番号					
現況住所	仙台市青葉区〇〇番地〇〇マンション				
住居種別	仮設民賃	仮設終期			
		延長種別			
震災住所	仙台市宮城野区〇〇番地				
震災前住居種別	持家戸建	り災判定	大規模半壊		
解体状況	未解体	再建方針	市内 現地修繕		
生活保護	1	移転対象区分			

世帯状況

カナ氏名	性別	生年月日	仮設退去日
漢字氏名	続柄	年齢	異動事由
センダイ ハナコ	女	S26.01.01	
仙台 花子	配偶者	68	
センダイ ジロウ		S55.01.01	
仙台 次郎	子	39	

親族情報

キーパーソン 1	氏名		続柄	
	住所			
	連絡先			
キーパーソン 2	氏名		続柄	
	住所			
	連絡先			

復興公営申込状況

ジェノグラム(家族構成)

仮設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31

2. 訪問調査等で把握した課題や状況

再建に向けた本人の希望

世帯主:被災住宅を補修して住みたい 子:復興公営住宅

支援者から見た課題

家族の間で再建方針の相談をできていない様子

課題解決に向けて関わりのある支援機関及び支援状況

課題分類 健康課題 ☐ 生活資金 ☐ 再建資金 ☐ 家族関係 ☐ 判断能力 ☐
 手続困難 ☐ 地域環境 ☐ 資格疑義 ☐ 市外公共 ☐ 放射線量 ☐

3. 支援方針

支援方針

留意点

支援の役割分担等

WG経過

仮設契約番号 Z10000 分類 3 退去日 2019/08/31

4. 訪問時の聞き取り内容

接触要因	確認日	確認方法	住まいの再建聞き取り内容	健康聞き取り内容
1回目訪問	H26.08.27	訪問	子対応。仙台市の復興公営住宅での再建を希望。世帯主は〇〇で就労している。子は無職。	〇〇病で〇〇病院に通院中
H27年度訪問	H27.05.25	来庁	主対応。自宅を修繕して住むことを希望している。息子と意見が合わない。	通院継続中。

5. 支援経過

まちづくり推進課

家庭健康課

障害高齢課

入力日	支援内容	入力課	入力者
H28.12.03	障害高齢課に来所、制度についての問い合わせ		

保護課

その他支援機関

被災者生活支援室

入力日	支援内容	入力課	入力者
H29.05.06	本人より復興公営住宅の申し込みについて問い合わせあり。手続きを案内した。		

社会福祉協議会

(8) 関連する写真



沿岸部の被害状況



丘陵地の被害状況



応急仮設住宅の様子①



応急仮設住宅の様子②



生活再建支援員による個別訪問の様子



被災者支援ワーキンググループの様子



民間賃貸住宅相談会の様子



災害公営住宅（荒井東地区）